

# 大津市ガス事業の在り方検討 に関する市民説明会

## 説明資料



企業総務部 官民連携推進室

平成29年11月26日

# 本日の説明会の進行について

- **本市職員による説明（40分程度）**

|                               |        |
|-------------------------------|--------|
| 第1編 本市ガス事業の在り方に関する検討経過        | ・・・p4  |
| I 大津市ガス事業の概要について              | ・・・p5  |
| II ガスの小売全面自由化について             | ・・・p8  |
| III 本市ガス事業を取り巻く環境の変化と経営課題について | ・・・p11 |
| IV 新たなガス事業の在り方検討について          | ・・・p17 |
| V 新会社が行う事業範囲等について             | ・・・p28 |
| 第2編 今後の取り組み予定                 | ・・・p31 |
| I 今後の取り組み予定                   | ・・・p32 |
| 参考資料                          | ・・・p33 |

- **質疑応答（20分程度）**

# 本日本お伝えしたいことのポイント

- ① 既に複数の大口のお客様が他社にスイッチング（＝契約先の変更）されています。
- ② 公営でガス事業を経営すると平成34年度以降ずっと赤字となる見込みです。
- ③ 赤字を解消するためにはガス料金を値上げせざるを得ないと考えています。
- ④ 有識者委員会で可能な限りガス料金の値上げをせずに引き続き安い料金でガスを供給するための仕組みを検討しました。
- ⑤ 公共施設等運営権という制度を活用し、ガス管は本市が保有したまま事業を効率化することとしました。
- ⑥ 市と民間の共同出資による新会社を設立し、この新会社が平成31年4月から主としてガス小売事業を行うことができるよう手続きを進めています。

# 第1編

## 本市ガス事業の在り方に関する 検討経過

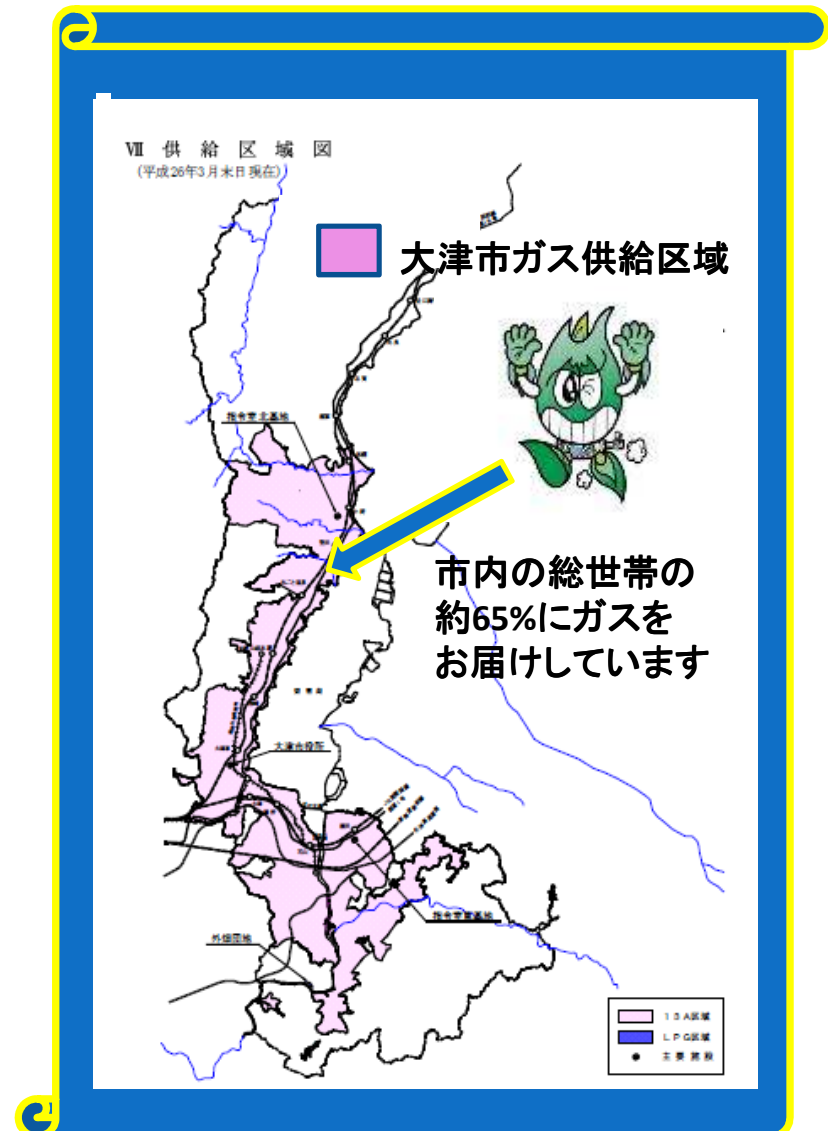
# I 大津市ガス事業の概要について

## 1 ガス事業の概要と供給区域

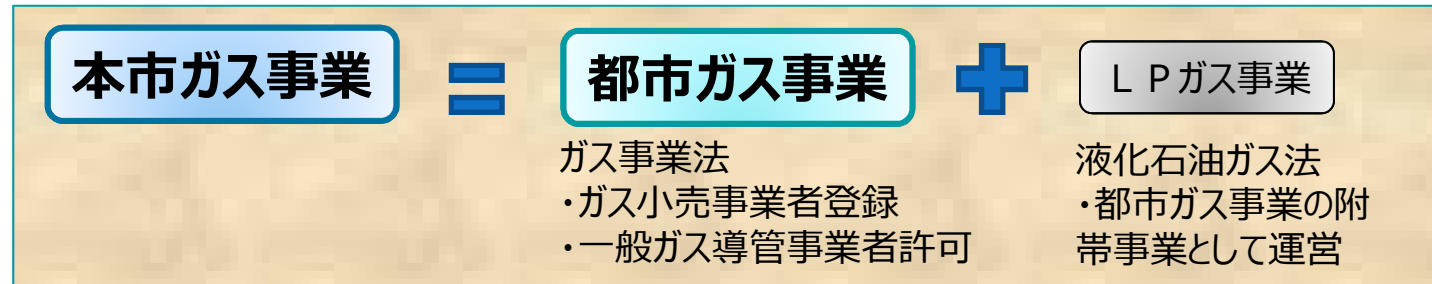
▶ 大津市は、全国的にも珍しく公営でガス事業を行っています

(公営ガス事業者は、平成28年9月時点で26事業者、都市ガス事業者全体の約1/8程度で、滋賀県内においては本市以外は民間事業者がガスを供給している)。

▶ 本市のガス事業は、大阪瓦斯(株)からガスを購入し、基メーターを経由し、市内にガスを受入れ、本市が敷設したガス導管等の施設を通じて、お客様(市民)にガスの供給・販売を行っています。



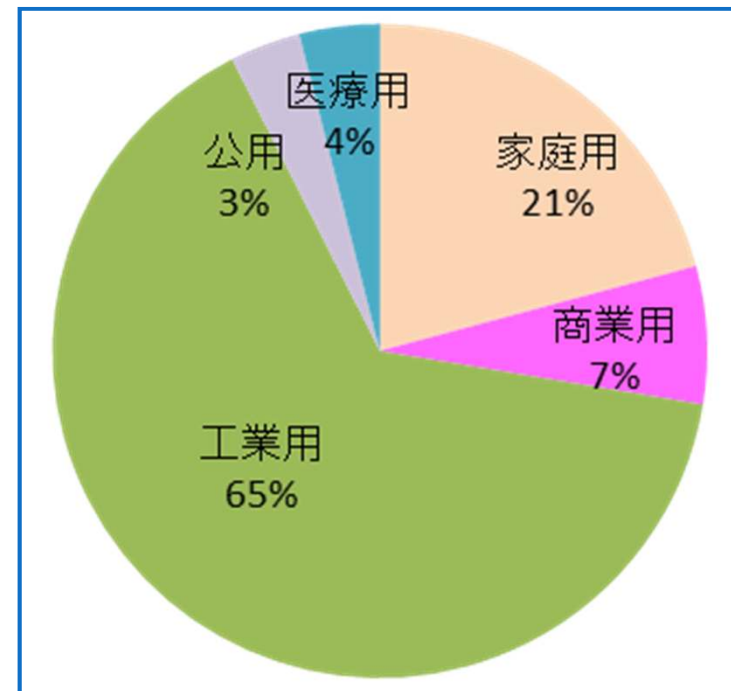
## 2 本市ガス事業の内容



## 3 ガス施設・業務概要 (平成28年度実績)

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 中 圧 A 整 圧 器 | 10か所 20基                  |
| 地 区 整 圧 器   | 58か所 66基                  |
| 導管(本支管) 延長  | 1,279km                   |
| 供 給 戸 数     | 96,429戸                   |
| 年 間 販 売 量   | 169,184,959m <sup>3</sup> |
| 供給区域内普及率    | 70.3%                     |

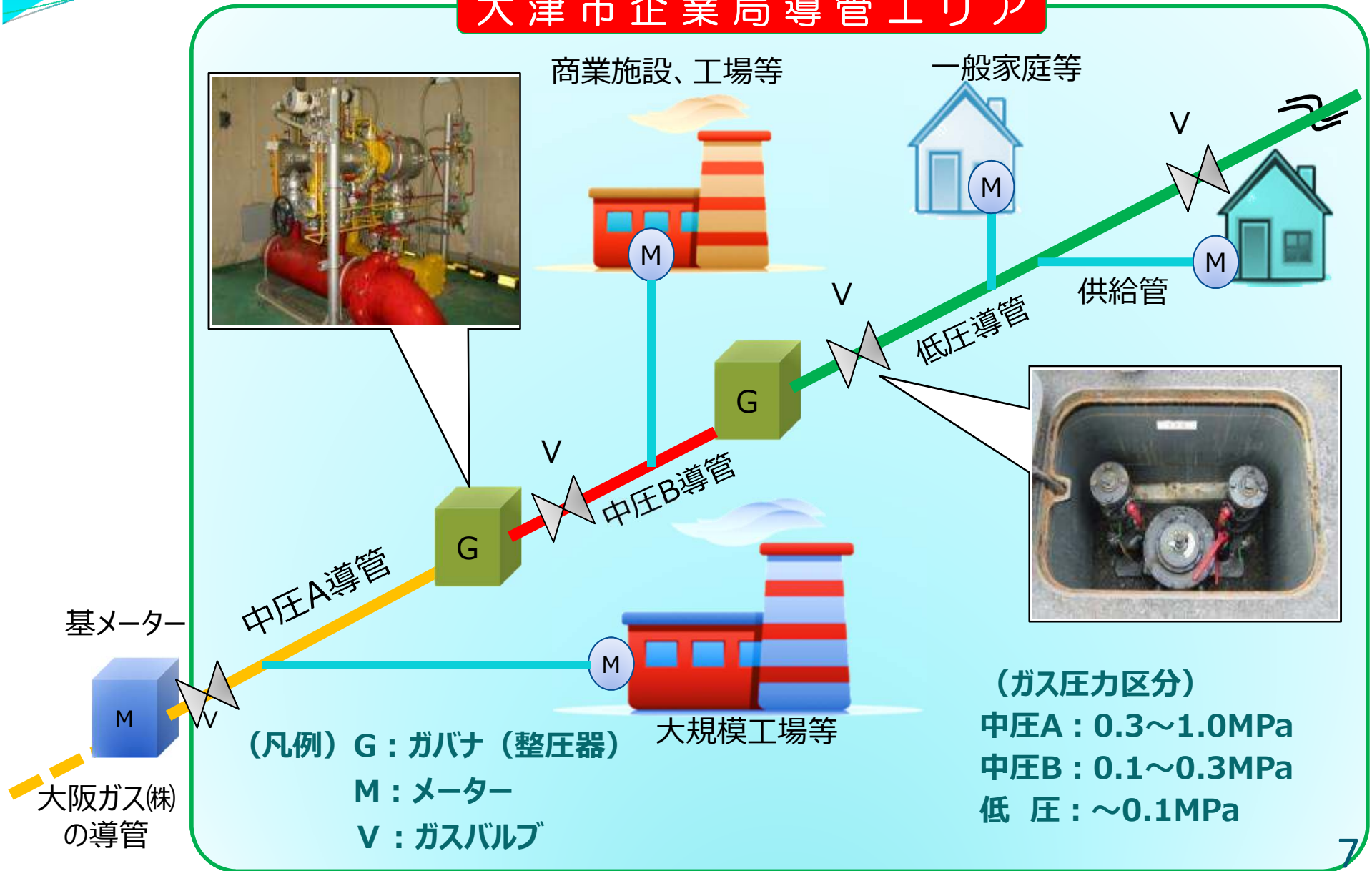
## 4 用途別供給量構成比



※LPガスは除く (平成28年度実績)

5 都市ガスが届くまで (全体イメージ)

大津市企業局導管エリア



## Ⅱ ガスの小売全面自由化について

国の制度が変わり、平成29年4月からガスの小売全面自由化が始まりました。

### 1 ガスの小売全面自由化とは

現在、敷設されているガス導管を利用して、これまでの都市ガス会社（大津市の場合は企業局）だけでなく、新しく参入する会社もガスをお客様に販売（小売）することができるようになりました。新規参入の会社が現れた場合、お客様はガス小売会社を選ぶことができるようになります。

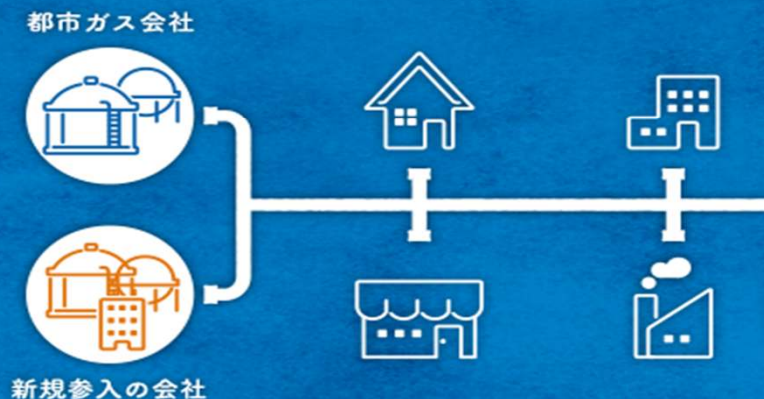
これまでは・・・

都市ガス会社が供給・販売していました。



これからは・・・

既存の都市ガス会社のガス管を使って  
様々な会社がガスを供給・販売します。





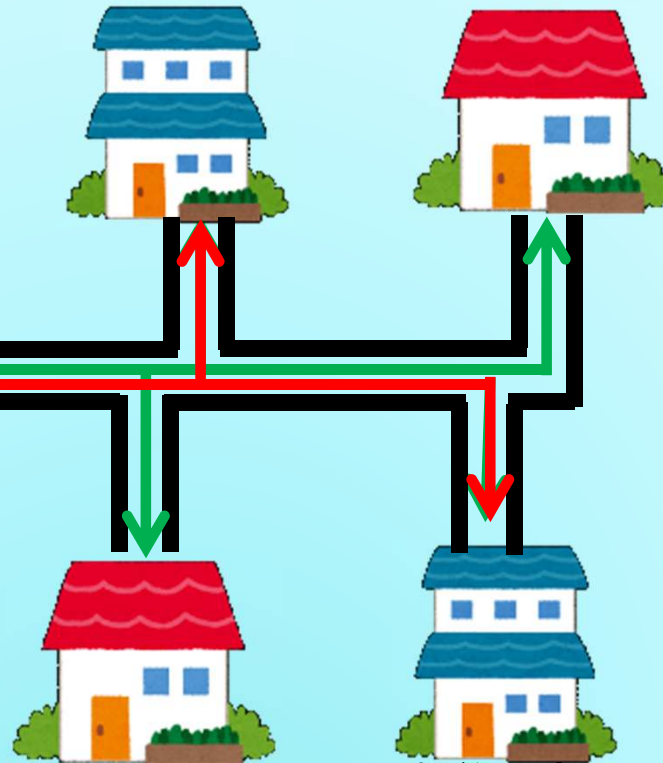
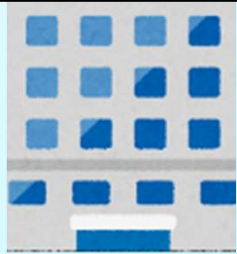
## 2 自由化後のガス供給イメージ

(本市ガス供給区域に新規参入のガス会社が現れた場合)

●大津市企業局もしくは新規参入ガス会社の都市ガス  
を大津市企業局が整備したガス管を通じてガスを購入  
できるようになります。

大津市企業局

(契約先変更)

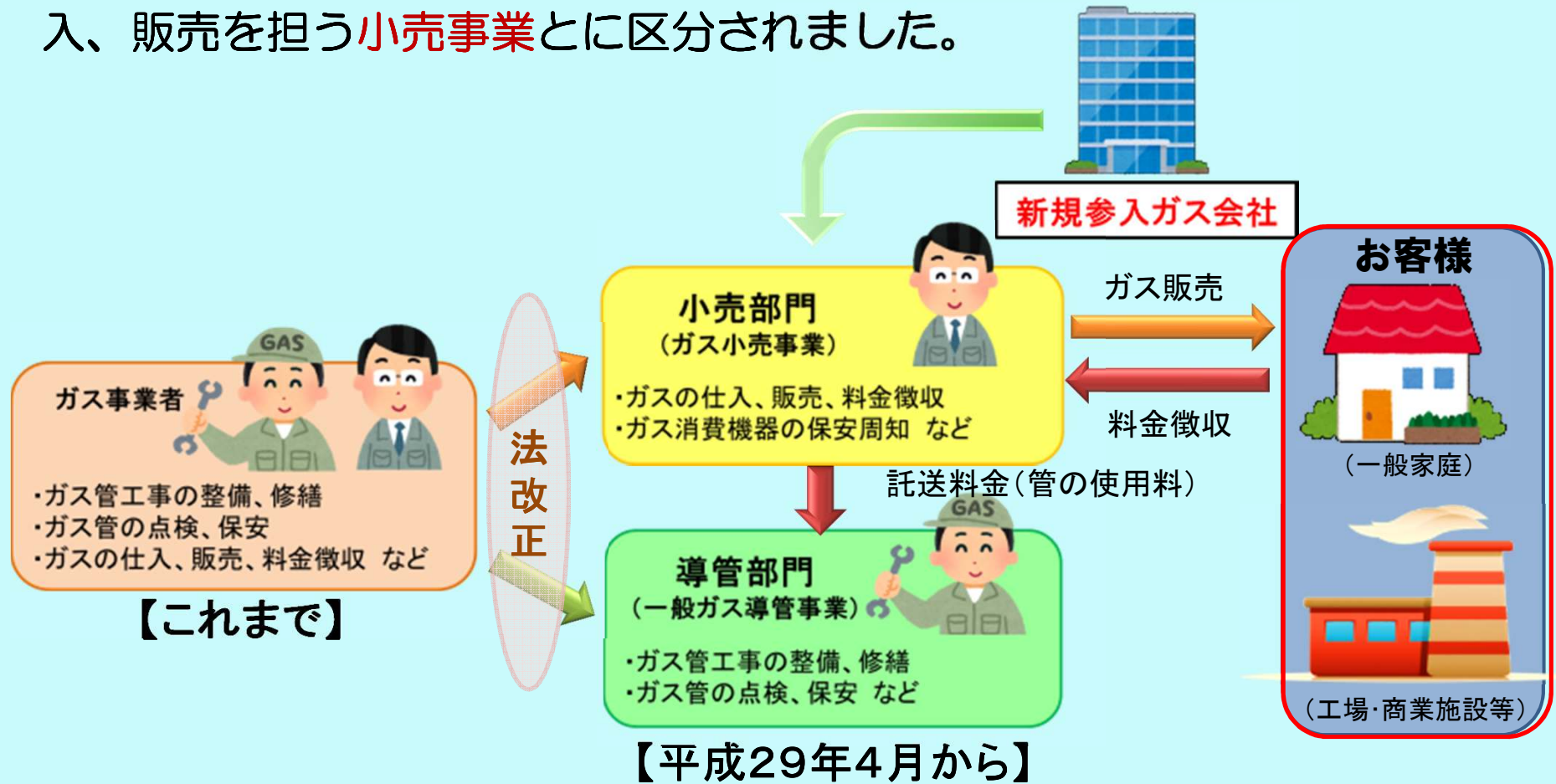


新規参入ガス会社

(契約先変更)

### 3 小売部門と導管部門の分離

ガスの小売全面自由化に伴うガス事業法の改正より、これまでガス導管（パイプライン）の整備や維持管理、保安を担う**導管事業**とガスの仕入、販売を担う**小売事業**とに区分されました。



## Ⅲ 本市ガス事業を取り巻く環境の変化と経営課題について

### 1 本市ガス事業を取り巻く環境の変化

#### 1 価格競争の激化

新規参入事業者が現れた場合、ガス小売に関する自由競争の原理が働き、他のサービスも合わせた顧客の囲い込み以外に、価格体系や料金メニューを機動的に見直し、自由競争環境に対応していく必要があります。



本市においては、現時点で一般家庭向けの新規参入はありませんが、家庭向け以外の年間使用契約量10万<sup>3</sup>m以上の大口需要家などにおいては、新規参入事業者との見積もり合わせや入札等による価格競争が始まっています。

今後、本市のガス供給区域内に家庭用の新規参入事業者が現れた場合、顧客を確保していくため機動的に料金メニュー等を見直し、自由競争環境に対応していく必要があると考えております。

## 2 お客様サービスの多様化

お客様にとっては、例えば次のような新たなサービスの提供が行われることにより、生活がより便利になります。

### 民間の小売事業者等が提供する新たなサービス

- ① 通信、電気、家事代行サービス等の代理店事業
- ② 電気販売事業
- ③ 機器リース事業
- ④ セキュリティサービス事業
- ⑤ 生活安心サービス（ガス機器点検等）
- ⑥ エンジニアリングサービス（省エネ・創エネのための提案） 等



- ◆ 既存顧客基盤を活用した新たな収入源の確保
- ◆ サービス提供による顧客満足度の向上
- ◆ スイッチングの抑止

## 2 本市ガス事業が抱える課題

ガス小売全面自由化などに伴い、本市ガス事業は次の4つの課題を抱えることとなります。

① 地方公営企業である本市ガス事業は、料金等の設定や活動（予算の決定や事業の実施等）に、議会の議決や調整等が必要であるため、機動的な対応が困難であること。

本市ガス事業では、一般家庭に新規参入事業者が現れ、価格競争が必要になった場合、議会等の議決が必要な場合があるなど、民間企業に比べ価格面での機動的な対応が難しい側面があります。

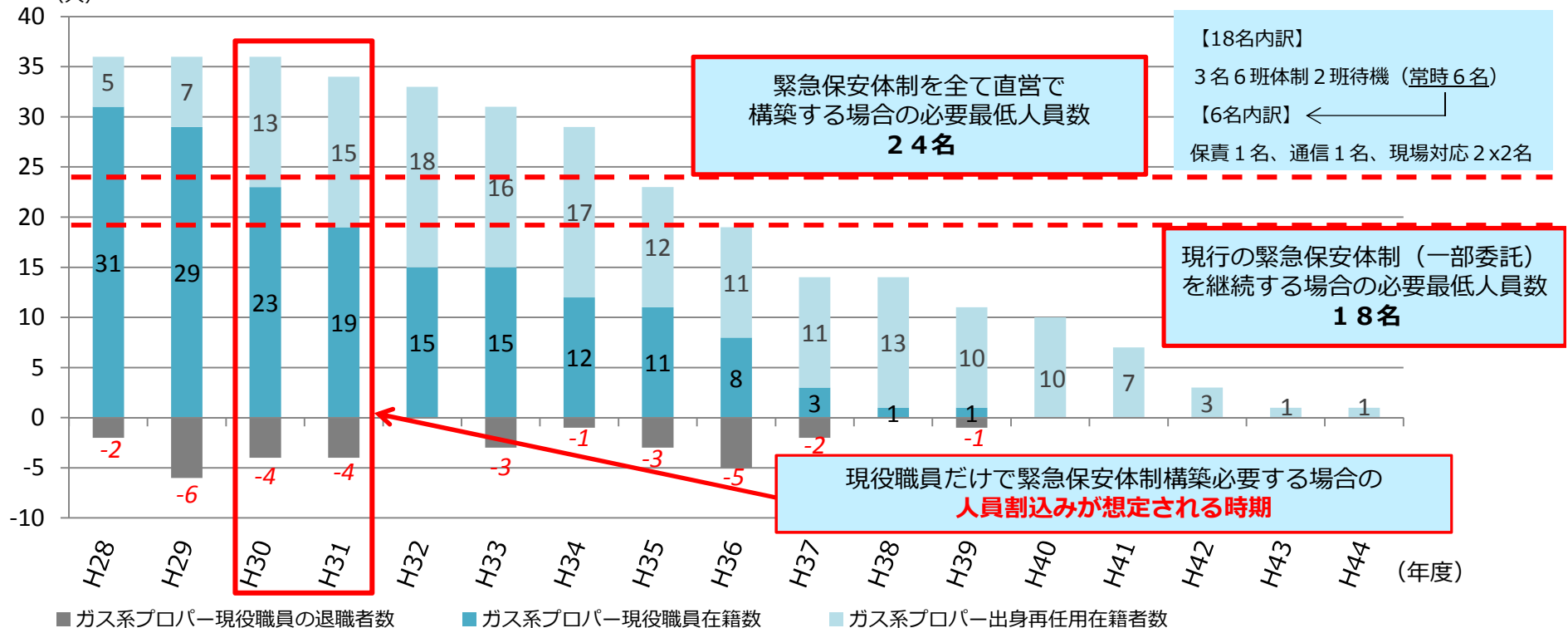
② 地方公営企業である本市ガス事業は、「住民の福祉の増進」という目的以外のサービスの提供や他のサービスとのセットでの料金設定（セット販売）が制度上行えないこと。

**本市ガス事業では、ガスの導管整備や販売以外、他のエネルギー事業等（電気や通信等）のサービスを組み合わせて、販売することが制度上できません。**

③ 職員の高齢化や国も進める公務員の職員定数抑制に伴い、緊急保安体制を維持していくのが難しくなります。

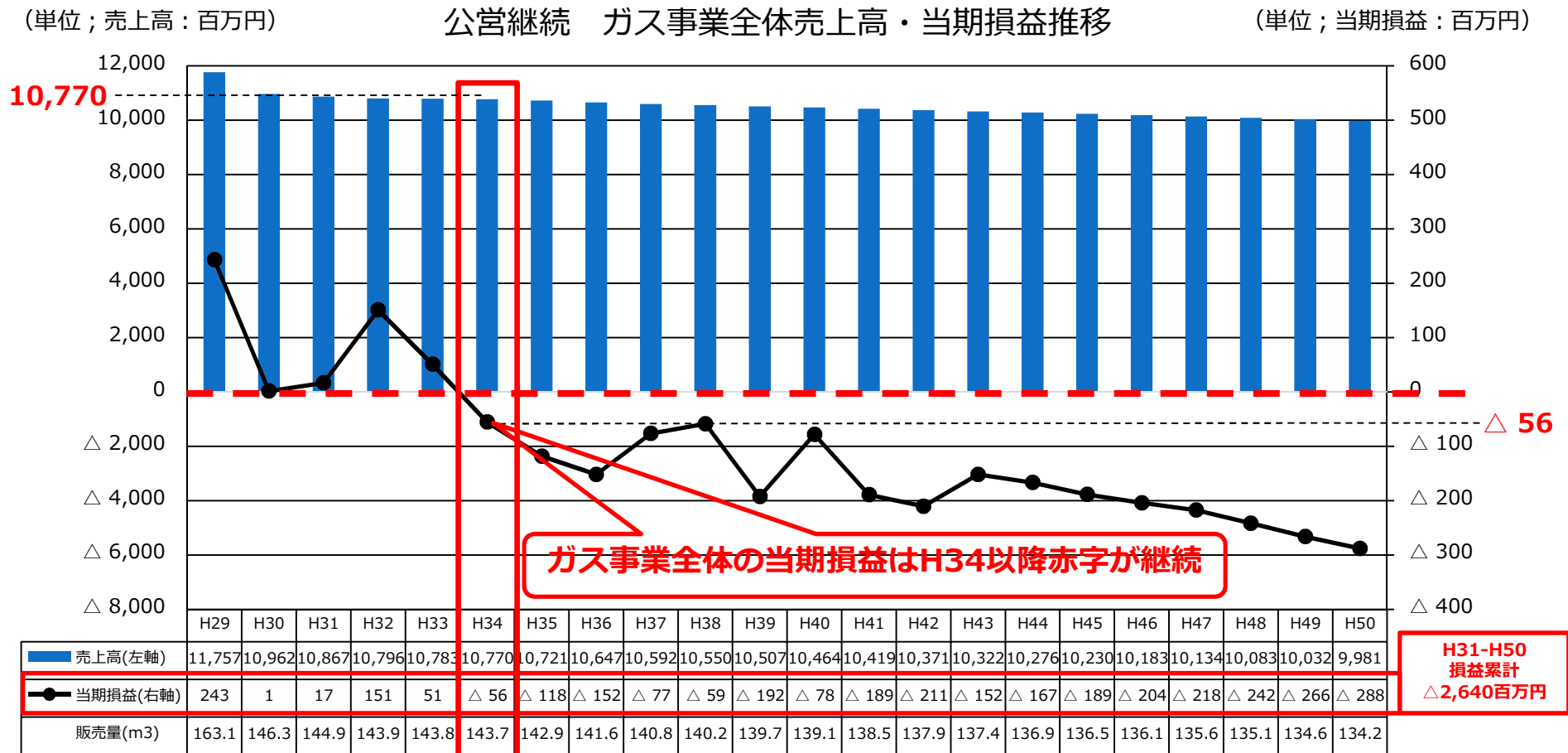
※退職した現役職員は、翌年度から5年間再任用職員として在籍する前提で算定している（H29.11時点）

(人) 図 ガス系プロパー職員数の推移と緊急保安体制維持に必要な人員数



・体制をガス系プロパー職員のみで構築する場合、平成31年度以降、人員不足により運営に支障をきたす可能性があります。また、退職者の急増によりノウハウの継承が困難になります。15

④ 本市ガス事業をこのまま公営で継続し、新規参入事業者へのスイッチングが進むと、厳しい経営状況となり、その結果、ガス料金の上昇を招く可能性があること。



公営を継続した場合、大口のお客様の契約量減少やスイッチング等による売上高の減少によって、H34以降赤字が継続することが想定されます



# IV 新たなガス事業の在り方検討について

## 1 ガス小売全面自由化の決定から今日までの検討経過

本市では、これまでに幾度かのガス事業民営化等の検討を行いましたが、その結果として、公営でのガス事業継続の判断を示してきました。

しかし、この度の「ガス小売全面自由化の施行」は、公営ガス事業者にとってかつてない大きな経営環境の変化であり、この変化に速やかに対応する必要があると考え、本市における新たなガス事業の在り方の検討を開始しました。

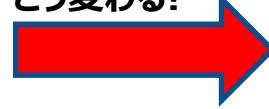
|                 |   |
|-----------------|---|
| 平成28年1月         | 平成29年4月からガス小売全面自由化することが決定   |
| 平成28年4月         | 電力の自由化が施行   |
| 平成28年11月        | 本市公営インフラ事業の在り方検討の方向性を公表   |
| <b>平成29年4月</b>  | <b>ガスの小売全面自由化が施行</b><br>本市ガス事業の在り方検討に関する基本方針案を公表<br><b>有識者委員会を設置・第1回有識者委員会を開催</b> |
| 平成29年5月         | 第2回有識者委員会を開催<br>検討状況を市議会に報告   |
| 平成29年6月         | 本市ガス事業の在り方検討に関する基本方針を決定・公表  |
| <b>平成29年7月</b>  | 第3回・第4回有識者委員会を開催<br><b>お客様アンケート調査実施</b>   |
| 平成29年8月         | 第5回有識者委員会を開催  |
| 平成29年9月         | 第6回有識者委員会を開催<br>検討状況を市議会に報告   |
| <b>平成29年10月</b> | <b>有識者委員会から答申を受ける</b>   |
| 平成29年11月        | 2回にわたり検討状況を市議会に報告   |

## 2 本市ガス事業の在り方検討の目的

### 【お客様のニーズ】

- ① 安心安全な暮らし
- ② 低廉なガス料金
- ③ 充実したサービス

お客様の暮らしは  
こう変わる!



### ① 安い料金でガスをお届けし続けます

本市と新会社との契約において、現行料金を上限とすることを定め、値上げを抑制します

### ② 緊急時対応がより一層充実します

新会社において緊急時対応要員を新たに雇用することにより世代交代が行われることに加え、本市職員を新会社に派遣することで本市の緊急時対応のノウハウを継承していきます

### ③ 新たなサービスを提供できます

公営では提供できないサービス（例えば電気などのセット販売や水回り修理サービスなど）を新会社の創意工夫によりお客様に提供することができるようになります

市民  
(お客様)

「お客様よし」

三方よし

「地域よし」

地域経済

### 【地域経済のニーズ】

- ① 地元企業の活躍
- ② 地元雇用の創出
- ③ 地域の活性化

「官よし」

大津市

大津市企業局

### 【大津市のニーズ】

- ① 市民ニーズの反映
- ② 持続可能な事業の推進
- ③ 将来コストの縮減

### 3 お客様アンケート調査について

#### 1 調査目的

- 本調査を実施することにより、本市ガス事業のお客様が、今後のガス事業に求めていること（料金水準、サービス内容、付帯サービス等）を明確化する
- また、お客様が他社への契約先変更を検討する条件や変更の可能性について、具体的に把握する
- その他、電力自由化における契約先変更状況や現在の本市ガス事業への満足度等も把握する

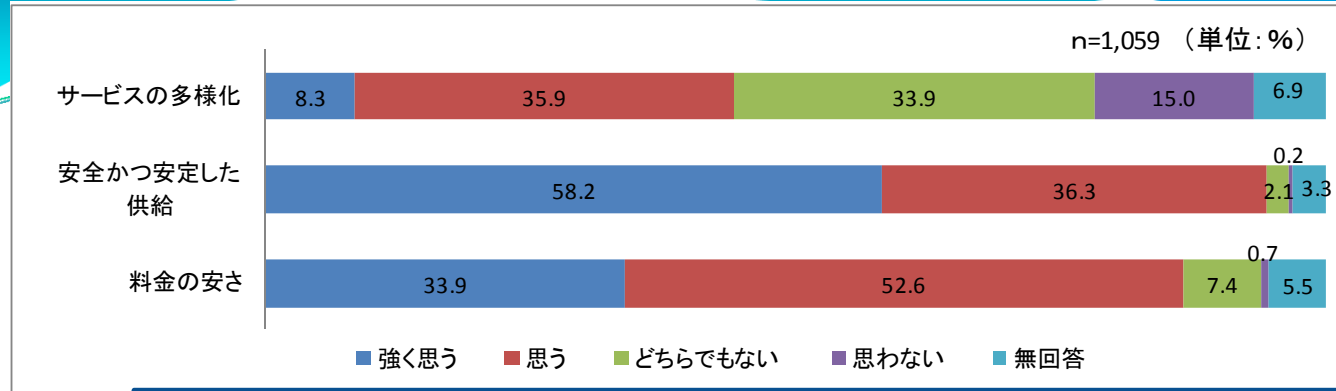
#### 2 調査概要

| 項目       | 実施結果                      |
|----------|---------------------------|
| 実施方法     | 調査票郵送方式アンケート              |
| 質問数      | 全13問（A4用紙4ページ分）           |
| 回答期間     | 7月13日（木）～7月27日（木）         |
| アンケート配布数 | 3,000件（本市ガス事業顧客名簿より無作為抽出） |
| 回収結果     | 1,059件（回収率：35.3%）         |

## 《今後のガス小売事業のあり方について》

問12-1

QTSU CITY PUBLIC ENTERPRISE BUREAU

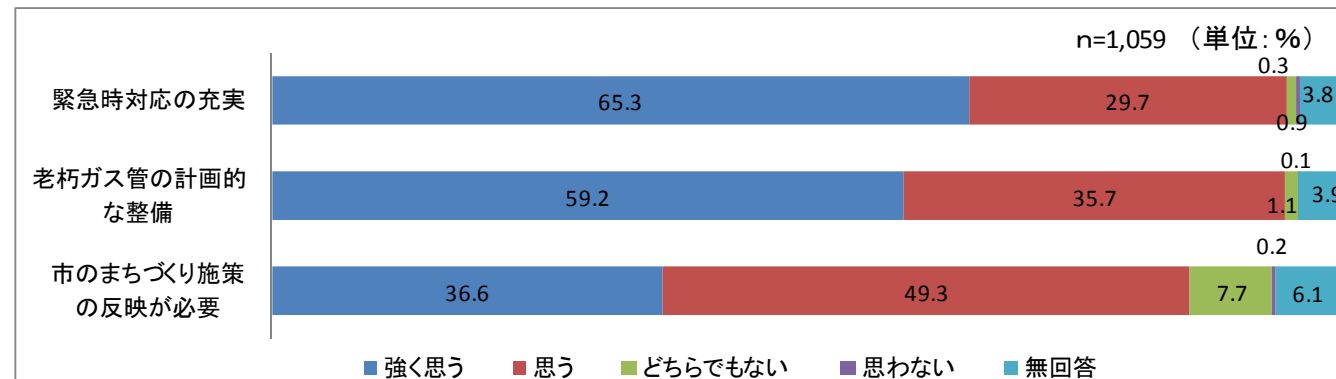


多くのお客様が、  
 ①安心安全な暮らし  
 ②低廉なガス料金  
 ③充実したサービスを重視されていることがわかります

- ✓ ガス小売事業については下記のとおりとなりました。
- ✓ サービスの多様化（セット販売等）が必要：「強く思う」、「思う」が4割超
- ✓ 安全かつ安定したガス供給が必要：「強く思う」、「思う」が9割超
- ✓ 料金の安さが必要：「強く思う」、「思う」が約9割

## 《今後のガス導管事業のあり方について》

問12-2



多くのお客様が、  
 ①安心安全な暮らしを重視されていることがわかります

- ✓ ガス導管事業については下記のとおりとなりました。
- ✓ ガス漏れ等の緊急時対応の充実が必要：「強く思う」、「思う」が9割超
- ✓ 老朽ガス導管等の計画的な更新が必要：「強く思う」、「思う」が9割超
- ✓ 市の政策が事業に反映されることが必要：「強く思う」、「思う」が約8.5割

#### 4 有識者委員会（大津市ガス事業の在り方検討委員会）について

- 本年4月に本市ガス事業の在り方検討にあたり必要な事項について、調査、審議するため有識者委員会（大津市ガス事業の在り方検討委員会）を設置しました
- 委員は次の5名です

##### 委員長

赤井 伸郎（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

##### 副委員長

草薙 真一（兵庫県立大学経済学部教授）

##### 委員

青原 みどり（大津市地域女性団体連合会）

本城 正貴（本城公認会計士事務所所長）

山形 康郎（弁護士法人関西法律特許事務所弁護士）



## 平成29年10月6日付けで、有識者委員会より答申書を受理しました

### 【答申】

大津市ガス事業の在り方について検討した結果、ガスの小売全面自由化への対応、安心して安全なガス事業における緊急保安体制を持続させる観点から、定量的な分析結果も踏まえ、**大津市において公営でガス事業を継続することは困難であると判断する。**

公営方式に代わる事業運営形態としては、**市と民間事業者との官民連携による新会社を設立したうえで、公共施設等運営権制度を活用する方式が定性面及び定量面の評価から最適であると考え**る。当該方式を用いることで、小売事業に関しては民間的経営手法の導入や民間ノウハウの活用による機動的な事業推進を確保し、導管事業に関しては市が一般ガス導管事業者としての責務を継続し、緊急保安体制等の業務に関しては新会社に行わせることで、技術の継承を含めて持続可能な体制の構築が期待できる。

上記の方針並びに本委員会で議論した事項を踏まえ、大津市においては、本答申書に記載された事項を十分に留意された上で、本件に関する実施方針を策定し、「お客さまよし」、「地域よし」、「官よし」の「三方よし」の実現に向け、**平成31年4月から新たな方式での事業実施が実現できるよう、取り組みを進められたい。**

※答申書の詳細については、大津市企業局ホームページをご覧ください。

## 5 有識者委員会における事業運営方式の検討

- 今後の事業運営方式について、有識者委員会において以下の3つの方式について検討しました。

### ① 公営方式（現状）

関係法令等の規定に従い、公共（大津市）が直接事業を実施する方式です。  
ガス事業の場合は、これまでどおり大津市が事業主体となり事業を継続していくこととなります。

### ② 公共施設等運営権（コンセッション）方式

※次のスライドで少し詳しく説明します

官民が連携して事業を実施する手法の一つで、ガス事業の場合、ガス導管などの資産を公共（大津市）が保有したまま、その運営権を、一定期間民間事業者に付与し、民間事業者がガスの供給や料金徴収などの事業を実施する方式です。  
これにより事業運営が民間のノウハウで実施されるとともに、公共は民間事業者から運営権対価を得ることができる場合もあります。

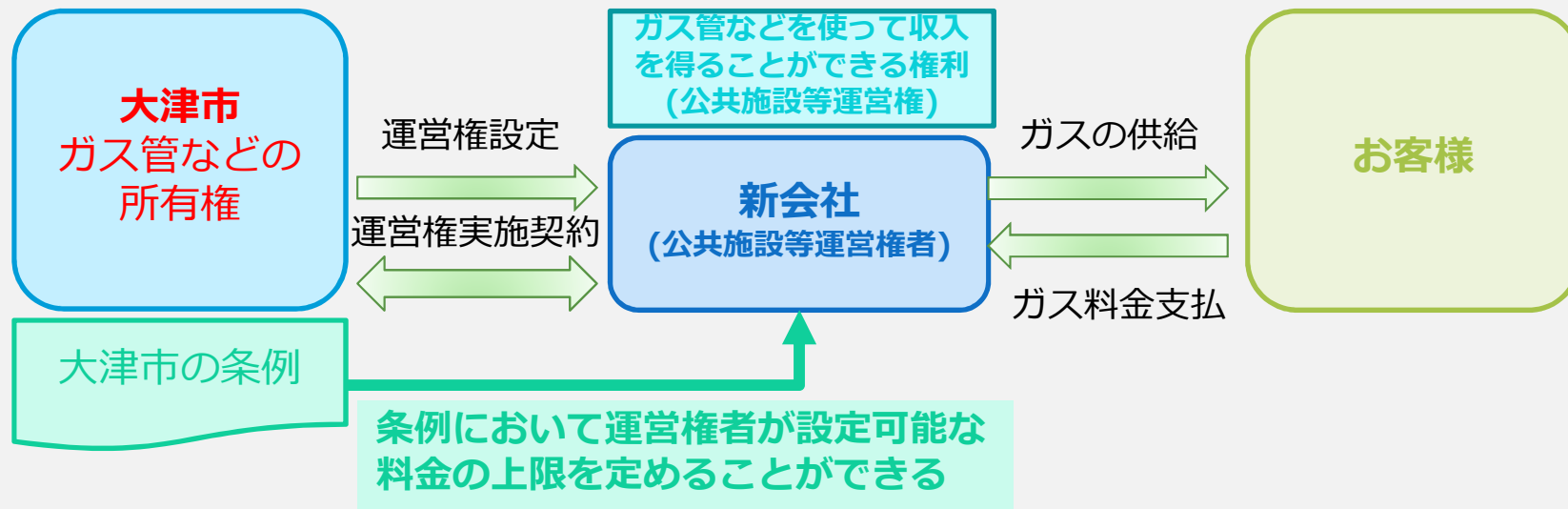
### ③ 民営化方式

公共が行っている事業の一部又は全部を民間に売却等して、民間の事業者が自身の事業(商売)として自由に料金設定を行えるとともに、売却等した事業の内容（事業範囲）に応じて、需要開発やガス導管の整備なども民間事業者の裁量で実施して行く方式です。 23

## 公共施設等運営権方式（PFI法に基づく方式）とは

- 公共施設の**所有権を公共が有したまま**、施設の運営権を民間事業者に設定
- 公共と民間で有期の契約を締結して事業を実施
- 公共主体が施設を所有するため、民間の新会社に固定資産税がかからない
- PFI法に基づき、**公共主体（大津市）が条例で料金上限等を設定することができることから、現在の低廉な料金水準を念頭に置いた上限を設定することも可能**

図 公共施設等運営権制度の仕組み（本件の場合）



※PFI法は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の略称

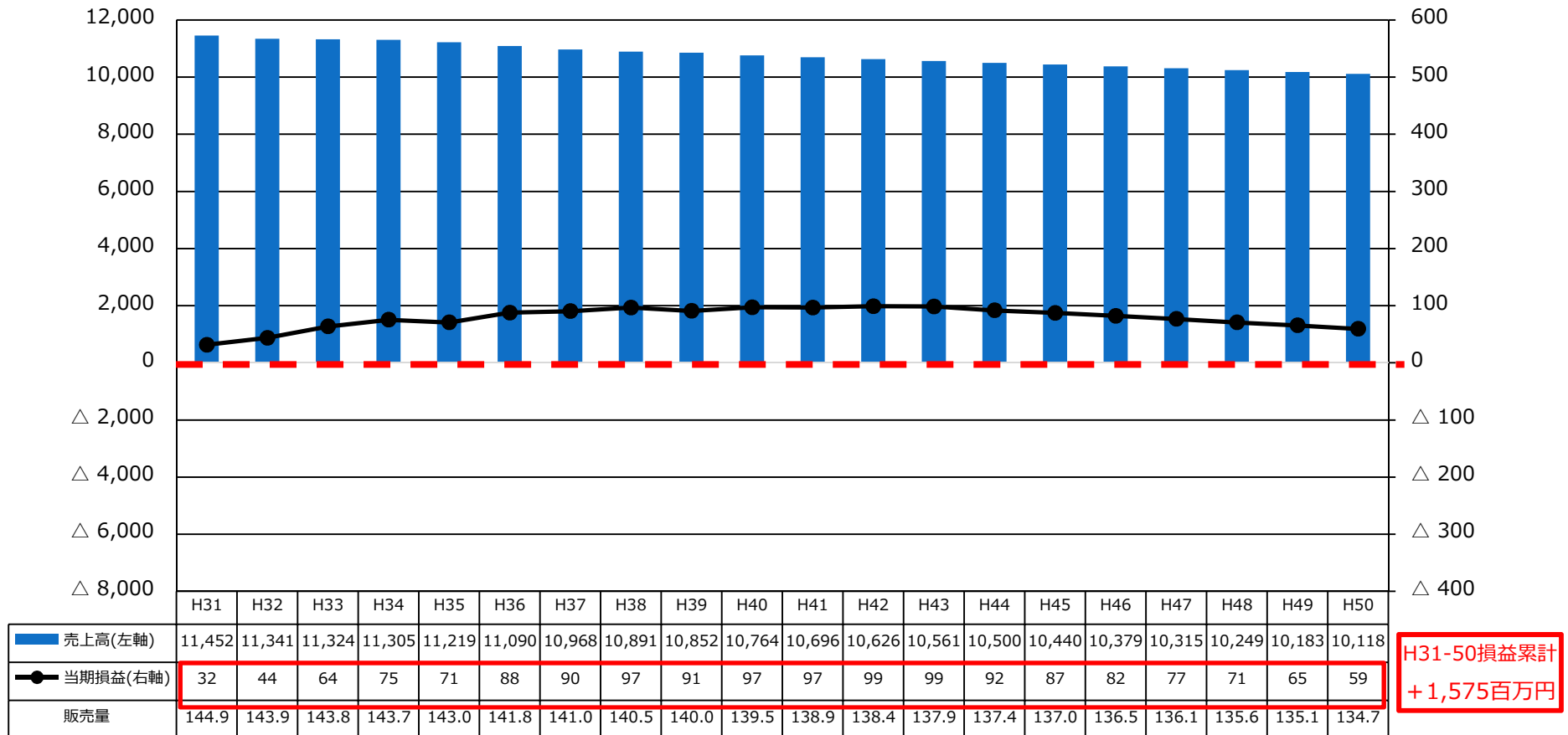


# 公共施設等運営権方式を活用した場合の新会社の経営シミュレーション

(単位；売上高：百万円)

(単位；当期損益：百万円)

公共施設等運営権 新会社売上高・当期損益推移（中間パターン）



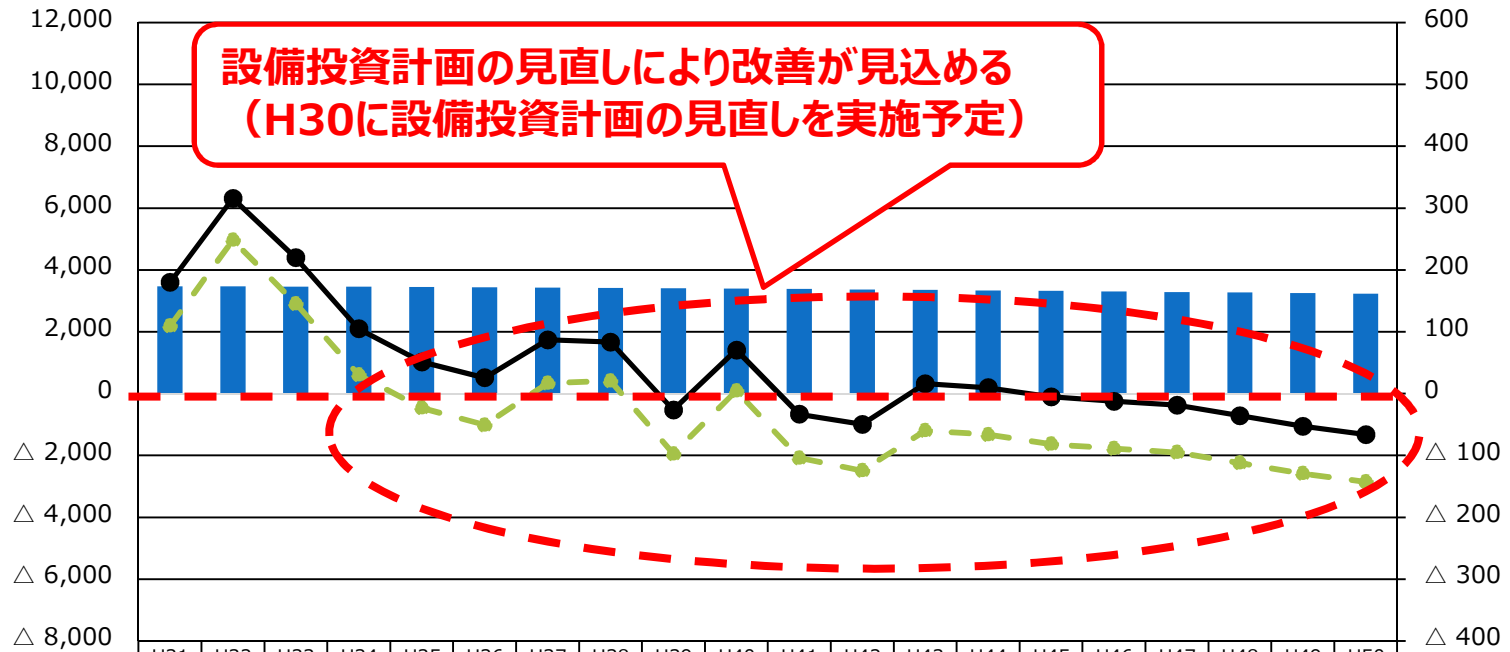
公共施設等運営権方式の場合の新会社は、H50まで黒字が継続することが想定されます

# 公共施設等運営権方式を活用した場合の本市の経営シミュレーション

(単位 ; 売上高 : 百万円)

## 公共施設等運営権 大津市当期損益推移

(単位 ; 当期損益 : 百万円)



設備投資計画の見直しにより改善が見込める  
(H30に設備投資計画の見直しを実施予定)

|                     | H31   | H32   | H33   | H34   | H35   | H36   | H37   | H38   | H39   | H40   | H41   | H42   | H43   | H44   | H45   | H46   | H47   | H48   | H49   | H50   | H31-50損益累計<br>+862百万円<br>△600百万円 |  |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------------------------|--|
| ■ 売上高(左軸)           | 3,474 | 3,467 | 3,461 | 3,454 | 3,447 | 3,440 | 3,431 | 3,419 | 3,408 | 3,396 | 3,383 | 3,369 | 3,353 | 3,337 | 3,321 | 3,305 | 3,287 | 3,269 | 3,250 | 3,232 |                                  |  |
| ● 各ケース共通(右軸)        | 180   | 316   | 220   | 105   | 51    | 26    | 87    | 83    | △ 27  | 70    | △ 34  | △ 50  | 16    | 9     | △ 5   | △ 12  | △ 19  | △ 36  | △ 53  | △ 66  |                                  |  |
| ● (参考) 公営継続導管事業(右軸) | 109   | 248   | 145   | 30    | △ 23  | △ 51  | 17    | 21    | △ 97  | 5     | △ 104 | △ 124 | △ 60  | △ 66  | △ 82  | △ 89  | △ 95  | △ 112 | △ 129 | △ 143 |                                  |  |

- ・ 公共施設等運営権方式の場合の本市は、ガス供給区域の拡張や経年ガス管の更新など必要な設備投資を計画的に実施しており、H50まで現行の投資規模を維持すると、今の託送料ではH39及びH41以降概ね赤字となることが想定されます
- ・ ただし、公営継続の導管事業の当期損益に比して、人件費の削減効果により改善する見込です

# 6 今後の本市ガス事業にとって最適な事業運営形態

| 事業運営形態     |          | 定性的評価   | 定量的評価   |  |          |   |
|------------|----------|---|---------|--|----------|---|
|            |          |   | 市の損益・収支 |  | 民間の参画可能性 |   |
| 公営方式       | △        | <ul style="list-style-type: none"> <li>小売事業における機動的な料金設定や柔軟な営業施策が困難</li> <li>低廉な料金の維持が可能</li> <li>緊急保安体制の構築が困難</li> <li>市の施策を反映した導管更新が可能</li> </ul>            | ×       | <ul style="list-style-type: none"> <li>損益:H34 以降赤字 (小売は H30 以降)</li> <li>収支:H29 以降赤字</li> </ul>                    | -        | -   |
| 公共施設等運営権方式 | ○        | <ul style="list-style-type: none"> <li>小売事業における機動的な料金設定や柔軟な営業施策が可能</li> <li>料金上限の設定が可能</li> <li>緊急保安体制を構築しつつ、市のノウハウ継承が可能</li> <li>市の施策を反映した導管更新が可能</li> </ul> | △       | <ul style="list-style-type: none"> <li>損益: H39 以降概ね赤字</li> <li>収支: H34 以降概ね赤字</li> <li>損益・収支ともに公営継続より改善</li> </ul> | ○        | <ul style="list-style-type: none"> <li>新会社は損益・収支ともに H50 まで黒字</li> </ul>   |
| 民営化方式      | ガス事業全体譲渡 | <ul style="list-style-type: none"> <li>小売事業における機動的な料金設定や柔軟な営業施策が可能</li> <li>一定期間を超える料金上限の拘束が困難</li> <li>緊急保安体制の構築が可能</li> <li>市の施策を反映した導管更新はできない</li> </ul>   | ×       | <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の純資産額を下回る譲渡収入しか見込めない</li> </ul>   | △        | <ul style="list-style-type: none"> <li>収支が概ね継続的に赤字となる見込みであることから民間にとっての魅力は乏しい</li> <li>ただし、更なる収支改善ができる事業者がいれば、参画の可能性はありうる</li> </ul> |
|            | 小売事業のみ譲渡 | <ul style="list-style-type: none"> <li>小売事業における機動的な料金設定や柔軟な営業施策が可能</li> <li>一定期間を超える料金上限の拘束は困難</li> <li>緊急保安体制の構築が困難</li> <li>市の施策を反映した導管更新が可能</li> </ul>     | ×       | <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の売上を下回る譲渡収入しか見込めない</li> <li>導管事業のコスト削減にはならない</li> </ul>                   | ○        | <ul style="list-style-type: none"> <li>収支が概ね継続的に黒字となることから民間にとっての魅力はある</li> </ul>  |

今後の本市ガス事業にとって最適な事業運営形態は「公共施設等運営権方式」であると考えられます。

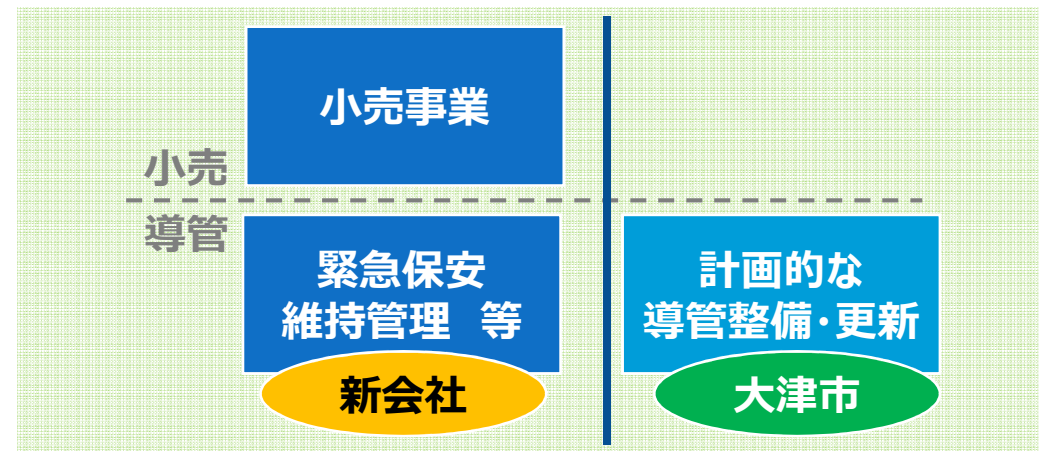
## 1 新会社の事業範囲

- 新会社の事業範囲については、自由化への対応と市の施策動向、人材・組織面の課題解決の両立を目指すため 小売事業及び導管事業の一部業務とする方向で検討を進めます

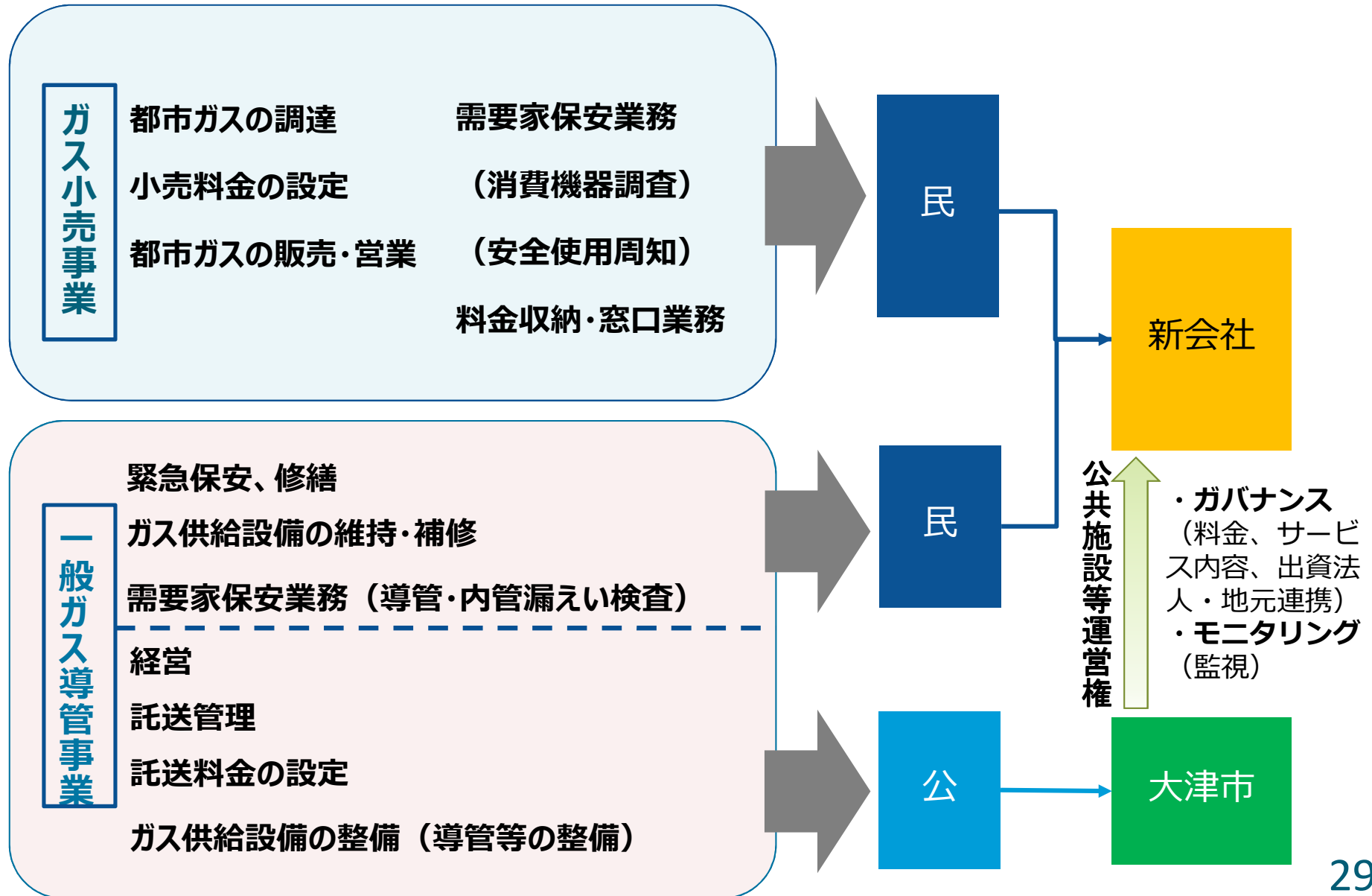
### 事業範囲

安心、安全で効率的なガス事業継続のため、小売事業と導管事業の一部業務を実施

### <事業範囲のイメージ>



## 2 新会社と本市の業務分担イメージ



### 3 新会社に対して実施するモニタリング（監視・評価）のイメージ

- 「モニタリング」とは、市が新会社を監視・評価し、新会社の経営安定性や本市が要求した業務の水準に沿った事業を遂行しているかなどをチェックしていくことをいいます。
- 本事業では、新会社によるセルフモニタリング、本市が行うモニタリングに加え、外部有識者による委員会（第三者モニタリング機関）を設置し、専門的な見地から新会社の経営状況や本市が行うモニタリング結果を評価していただくことを想定しています。

#### 新会社に対して実施するモニタリング（監視・評価）イメージ

